

医療DX推進に向け医療情報・システム基盤整備体制充実加算の時限的拡充

《背景》2022年10月にオンライン資格確認等システム(以下、「オン資」とする。)を通じた患者情報等の活用にかかるこれまでの評価(電子的保健医療情報活用加算)が廃止され、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設された。その背景としては、2023年4月から医療機関等にオン資の導入が原則として義務付けられたことや、当時の評価体系がマイナンバーカードを保険証利用した場合の患者負担が増える等の意見を踏まえたものであった。今回、この新設された加算について、医療DX推進のためのオン資の導入・普及を加速させる観点から、時限的な特例措置が決定された。

《解説》特例措置の内容は、①マイナンバーカードを利用しない場合の初診時等の評価の引上げ、②マイナンバーカードを利用しない場合の再診時の評価を新設、③施設基準の要件にある「オンライン請求を行っている」についてのみなし要件の追加の3つになります。これらの特例措置は、2023年4月から12月までの時限的な適用となります。加算の拡充については、患者がマイナンバーカードを利用しない場合、医療機関等が薬等の情報を患者から聞きとる負担が想定より大きくなっているため、好意的な意見もあれば、患者負担の増加につながることを懸念する意見もあがっています。

◎医療情報・システム基盤整備体制充実加算の特例措置の概要

<評価>

区分	マイナンバーカードの保険証利用	加算項目	現行	特例措置 2023年4-12月
初診	なし	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1	4点	<u>6点</u>
	あり	医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2	2点	2点
再診	なし	<u>(新) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算 3</u>	—	<u>2点(月1回)</u>
	あり	—	—	—

<施設基準>(初診時・再診時共通)

- ① オンライン請求を行っていること。
→ 2023年12月末までに開始する旨の届出を行えば、2023年12月末まで満たすものとみなす
 - ② オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - ③ ②の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと*
について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
- * 初診時の具体的な対応として、問診票の標準的項目を規定済み(通知)
再診時の具体的な対応として、薬剤情報の確認や、その他必要に応じて健診情報等の確認を行う旨を規定予定(通知)

出典: 厚生労働省ホームページ 令和5年4月1日からの診療報酬上の措置について「1-2. 補足資料」を基に加工・作成 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001039756.pdf>)

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: Mesa 編集室)

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002

Mail: mesa.info@iryo-soken.co.jp